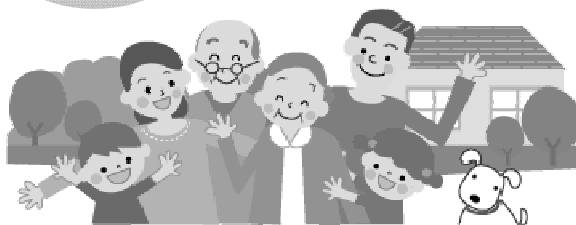


佐用町男女共同参画推進計画

—みんなが輝く☆きらりプラン—

平成 29 年度～平成 33 年度



平成 29 年 3 月

佐用町

はじめに

少子高齢化と人口減少社会に突入した我が国にとって、男女が互いに認め合い、人権を尊重し、一人ひとりの個性や能力を存分に発揮することができる男女共同参画社会の構築は、社会の多様性による活力向上をねらう観点から、極めて重要な課題となっております。

これらの課題に対応し、国は地方創生の推進とともに、平成27年8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定しました。そうした取り組みの中、社会においては女性の活躍をさらに推進する機運が高まっています。またその高まりとともに、性別に関係なく、職業生活と家庭生活、地域活動などを継続することができる社会基盤整備が重要となっております。

一方、ドメスティックバイオレンス（DV）をはじめとするあらゆる暴力や人権侵害行為の根絶は、老若男女だれもが安全で、安心して暮らせるまちづくりに不可欠です。

佐用町では、こうした社会背景を踏まえるとともに、地方創生をはじめ、今後のまちづくりを進める上で、男女それぞれが職場、地域、家庭でさらなる参画を果たし、まちづくりに様々な人たちの知恵やアイデアを生かすための指針として、このたび「佐用町男女共同参画推進計画」を策定しました。今後は、多様性も含めて人権課題として捉え、男女を問わず、町民一人ひとりが輝くことができる地域社会の構築実現をめざし、本計画に沿って、さらなる取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご提言をいただきました「佐用町まちづくり推進会議生涯学習・スポーツ部会」の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただいた多くの皆様に、こころから感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

佐用町長 庵 途 典 章



目に見える違い、目に見えない違いがあり、
人には言えない違いもあり、
変えられる違いもあり、変えられない違いもあります。

多数派だけが住みやすい社会を作ると
少数派は住みにくいことが起こるかもしれません。
声の大きい人が住みやすい社会を作ると
声の出せない人は住みにくいことが起こるかもしれません。

佐用町の住民すべての人が
住みやすい街。

どんな街なのでしょう。

まちづくり推進会議生涯学習・スポーツ部会（男女共同参画のおはなしとワークショップ）資料から抜粋

- ・「ありがとう」の重さを感じました。
- ・ 普段忘れていた言葉が日常生活のなかで重要であることを再認識できました。
- ・ だれもが居心地の良く感じられるように、「ありがとう」という言葉、周りへの配慮を大切にしたいです。
- ・ 男女共同参画は難しいことだと思っていたけど、もっと身近なものなんだと思いました。
- ・ 男女の垣根をこえて、共同参画を考えさせられました。
- ・ 人が多様性を肯定的に受け入れることが出来るには、人間そのものが変化することが必要かもしれませんね。

まちづくり推進会議生涯学習・スポーツ部会（男女共同参画のおはなしとワークショップ）
参加者意見から抜粋

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1. 男女共同参画の必要性 1
- 2. 男女共同参画推進の動向 2

第2章 計画策定の概要

- 1. 計画策定の趣旨 5
- 2. 男女共同参画の考え方 5
- 3. 計画の性格 6
- 4. 計画の推進期間 6
- 5. 策定の方法 6

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 7
- 2. 基本目標 8
- 3. 施策の体系 10

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画に関する意識改革・理解促進

- (1) 情報の収集と発信 11
- (2) 多様な視点のまちづくりの推進 12

基本目標2 雇用などでの男女共同参画の推進と仕事・家庭生活の両立の推進

【女性の職業生活における活躍推進計画】

- (1) 女性の就業情報の発信と就労支援 13
- (2) 多様な働き方への支援 14
- (3) 仕事や家庭生活の両立支援 15

基本目標3 安全で安心な暮らしの創出

- (1) 男女共同参画での安全なまちづくりの推進 16
- (2) だれもが安心して暮らせる環境の整備 17
- (3) 健康の維持・増進支援 18
- (4) あらゆる暴力の根絶 19

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

基本目標4 女性の活躍推進

- (1) 男女共同参画による地域の担い手づくり 20
- (2) 意思決定への女性参画の推進 21

●資料編

- 【資料 1】 町民の意識調査アンケート結果概要 22
- 【資料 2】 計画策定の取り組み経過 38

第1章 計画策定の背景

1. 男女共同参画の必要性

近年、わが国では、急速な少子高齢化や人口減少が進んでいます。その主な要因として、晩婚化や晩産化、未婚化などがあげられますが、それらに加え、仕事と家庭あるいは子育てを両立できる環境が必ずしも十分ではないなど、社会環境の変化に伴う様々な要因も顕在化してきました。これらは、将来的に豊かで活力ある社会、経済の維持や安定した社会保障制度の運営などに、今後、大きな影響を及ぼしていく可能性があり、危惧されています。

また、社会の慣習や慣行・しきたりの中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、男性・女性に対する偏った意識、いわゆる性別役割分担意識が依然として残っています。

一方、佐用町では、国同様、人口が減少しており、並行して少子高齢化も進行している状況にあります。

このような状況の中、国では平成26年に、人口減少への対応と経済などの活性化をめざして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。佐用町でも地域創生総合戦略を策定し、移住促進や仕事づくり、子育て支援事業などを重点事業として位置づけ、実施しています。

地域創生をはじめ、今後のまちづくりを進める上で、男女それぞれが職場、地域、家庭においてさらなる参画を果たし、まちづくりに様々な人たちの知恵やアイデアを生かすことができるよう、多様な担い手を確保していくことが重要です。

このように男女共同参画の推進は、男女とも仕事や家庭生活を両立しながら、地域で安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮することができる佐用町のまちづくりを進める上で、不可欠となってきました。

2. 男女共同参画推進の動向

男女共同参画をめぐる動向は、次のとおりです。

年	世界	日本	兵庫県
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 (目標：平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 	
昭和 52 年 (1977 年)	国連 婦人 の 10 年 (S51 S60)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」設置 	
昭和 54 年 (1979 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択 	
昭和 55 年 (1980 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	
昭和 56 年 (1981 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
昭和 60 年 (1985 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」の改正 ・「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
昭和 61 年 (1986 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	
昭和 62 年 (1987 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定 	
平成 2 年 (1990 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会議 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
平成 4 年 (1992 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立女性センター開設
平成 6 年 (1994 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 	
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 	
平成 8 年 (1996 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・男女共同参画推進連絡会議発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定

年	世界	日本	兵庫県
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置 (政令) ・「男女雇用機会均等法」改正 	
平成 11 年 (1999 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 	
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 (法律) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 14 年 (2002 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくり条例」制定 ・県立女性センターの名称を県立男女共同参画センターへ変更
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子高齢化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「労働基準法」改正 	
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス (※1)) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
平成 17 年 (2005 年)		「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定	
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご男女共同参画プラン 21 (後期実施計画)」策定 ・「兵庫県 DV 基本計画」策定 ・「ひょうご子ども未来プラン」策定
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参加加速プログラム」策定 	

年	世界	日本	兵庫県
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の参加加速プログラム」策定 	
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県 DV 基本計画」改定 ・ひょうご仕事と生活センター開設
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women（ジェンダー（※2）平等と女性のエンパワーメント（※3）のための国連機関）正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県 DV 基本計画」改定（「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」に改称）
平成 27 年 (2015 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定
平成 28 年 (2016 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定

※1 【ワーク・ライフ・バランス】

働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

※2 【ジェンダー】

生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習など、社会によって作られた「男性像」「女性像」のこと。「社会的・文化的に形成された性別」。

※3 【エンパワーメント】

男女共同参画の分野で女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などのあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること。また主体的な存在となり力を発揮して行動していくこと。

第2章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会の形成」とは、「男女共同参画社会基本法」において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することとしています。

また、少子高齢化が加速する中で、一人ひとりが自らの選択で自由に生き生きと暮らし、社会のあらゆる場面で個性を發揮し、輝くことができる環境づくりを進めるため、男女がともに責任を担い、積極的に参画することができる環境を構築することが必要となっています。

こうした現状を踏まえ、佐用町の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、住民、行政などが一体となって取り組むことをめざし、本計画を策定するものです。

2. 男女共同参画の考え方

家庭・地域・職場などのあらゆる場に参画する人々の意識はそれぞれであり、仕事に専念したい人、子育てに専念したい人もいれば、子育てをしながら仕事や地域活動をしたい人なども存在します。

しかし、子育てをしながら仕事や地域活動をしたいと思っても、それを阻害する環境や考え方があると考えられます。

男女共同参画社会の実現には、性別にとらわれず、一人ひとりの考え方や生き方を認め合う環境が不可欠です。



3. 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」(※1) 第14条第3項の規定に基づき策定する「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(※2) 第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- (3) さらに、本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(※3) 第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- (4) その他、町の最上位計画である「佐用町総合計画」をはじめ、「佐用町子ども・子育て支援事業計画」や「佐用町生涯学習推進計画」など、関連する計画との整合性を図ります。

4. 計画の推進期間

本計画の推進期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
期 間	計画 策定	→ 推進期間										
						計画 見直し	→ 推進期間					

5. 策定の方法

佐用町の生涯学習を振興し、地域自治の担い手である町民と行政との協働によるまちづくりを進めるために設置されている「佐用町まちづくり推進会議」の「生涯学習・スポーツ部会」にて検討・協議・提言をいただきました。

また、住民意識調査を実施するとともに、役場内の関係課で編成する「生涯学習推進計画」ワーキングチームにて、男女共同参画に関する施策及び事業の洗い出しを行うほか、今後の方向性などを協議・検討しました。

※1 【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的事項を定めた法律。

※2 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために制定された法律。

※3 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

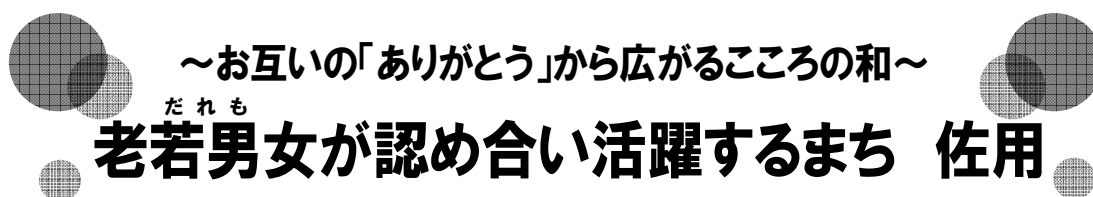
男女共同参画社会基本法の理念に沿い、女性の職業生活における活躍を推進し、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化などに対応できる豊かで活力ある社会を実現するために制定された法律。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

佐用町は、だれもが生き生きと暮らすことができる「人権尊重のまちづくり」を推進してきました。今後も引き続き、一人ひとりがお互いを認め合い、そして感謝し、性別に関係なく、個人の能力を活力あるまちづくりに生かしながら、男女共同参画社会を構築します。

それらの取り組みのほか、アンケートの結果などから見える佐用町の課題を踏まえ、また、「佐用町まちづくり推進会議」の「生涯学習・スポーツ部会」でのワークショップで出された意見から、基本理念を次のとおりとします。



お互いの存在を認め合って感謝のこころを忘れない（人権の尊重）

男女共同参画の理念には、人権の尊重がその根底にあります。性別による差別的な扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保されるなど、老若男女がお互いの存在に感謝のこころを持ち、個人としての尊厳および人権が尊重される社会をめざします。

意思形成・決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成・決定に、共同で参画する機会が確保されることをめざします。

家庭生活と仕事などの両立

男女の相互協力と社会の支援のもとに、子育て・介護その他の家庭生活と、学校、職場、地域などの家庭生活以外の活動と両立することをめざします。

性の尊重と健康な生活

男女がお互いの性を尊重し、身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができることをめざします。

男女共同参画に関する教育・学習機会の確保

家庭、学校、職場、地域、その他社会のあらゆる場面の教育について、男女共同参画の促進が配慮されることをめざします。また、すべての人が男女共同参画に関する教育および学習の機会が確保されることをめざします。

2. 基本目標

基本理念に沿って、男女共同参画の「芽」をはぐくむため、基本目標を次のとおり定めます。

1. 男女共同参画に関する意識改革・理解促進

- あらゆる場面での男女の平等感は、「男性が優遇されている」という認識が高い状況にあります。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という概念の固定化傾向が強くなっています。
- 男女共同参画に対する全国的な取り組みや関心が高まる一方、身近な場における学習機会や経験が少ない状況にあります。
- 社会通念や慣習、しきたりや固定的な概念によって、一人ひとりが希望するライフスタイルの実現が妨げられないよう、意識の醸成を図る必要があります。
- 性別に関係なく、一人ひとりがお互いの個性を尊重し、認め合うことができるよう、またお互いに感謝のこころを持ち続けることができるよう、情報提供や啓発、教育の推進、学習機会の充実などを通じ、男女共同参画の意識をはぐくむとともに、意識改革を推進します。

2. 雇用などでの男女共同参画の推進と仕事・家庭生活の両立の推進

- 職場での女性の能力を発揮するために必要なこととして、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備、普及」が最も高くなっています。
- 国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月に成立しています。佐用町でも今後、自らの意思で働き、働こうとする女性が、その思いを実現できる社会をめざすとともに、女性の就業機会の拡大や、仕事と家事、子育て、介護を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む必要があります。
- 一人ひとりが希望する職業生活を営むことができるよう、就労の場への支援の充実や情報提供を図ります。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」に関する施策を整理し、女性自らの意思で職業生活を営むこと、また営もうとすることで個性と能力が発揮できるよう、女性の職業生活での活躍を推進します。

3. 安全で安心な暮らしの創出

- だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心に暮らしていける社会の実現が求められています。
- 安全・安心に暮らす社会を実現するためには、生涯を通じた健康支援や災害対策などにおいて、性別の違いに配慮された取り組みが重要となります。
- また、重大な人権侵害であるセクハラや男女間の暴力の根絶も重要な課題です。そ

のため、暴力やハラスメントが多様化する中、被害の早期発見と早期対応に向けた取り組みが必要です。

- 一方、社会保障制度全体の改革が進められている中で、性別を問わず、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- また、住み慣れた地域で、男女にかかわらず、だれもが安心して暮らすことができるよう、状況やライフステージなど、個々に応じた支援を行うことができる環境づくりを進めます。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に関する施策を整理し、暴力を許さない意識の醸成や暴力の未然防止のほか、被害者への支援などの取り組みを推進します。

4. 女性の活躍推進

- 今後、家庭や地域、また職場などあらゆる分野で女性の意見を十分反映させていくためには、あらゆる意思決定の場で女性の参画を促進する必要があります。
- 町の様々な審議会のほか、地域団体などでも女性の参画を促進し、あらゆる場面で男女共同参画の環境整備を推進します。



3. 施策の体系

基本理念

～お互いの「ありがとう」から広がるこころの和～

だれも
老若男女が認め合い活躍するまち 佐用

- お互いの存在を認め合って感謝のこころを忘れない（人権の尊重）
- 意思形成・決定への共同参画
- 家庭生活と仕事などの両立
- 性の尊重と健康な生活
- 男女共同参画に関する教育・学習機会の確保

基本目標

1. 男女共同参画に関する意識改革・理解促進

2. 雇用などでの男女共同参画の推進と仕事・家庭生活の両立の推進
【女性の職業生活における活躍推進計画】

3. 安全で安心な暮らしの創出

4. 女性の活躍推進

施策

- (1) 情報の収集と発信
- (2) 多様な視点のまちづくりの推進

- (1) 女性の就業情報の発信と就労支援
- (2) 多様な働き方への支援
- (3) 仕事や家庭生活の両立支援

- (1) 男女共同参画での安全なまちづくりの推進
- (2) だれもが安心して暮らせる環境の整備
- (3) 健康の維持・増進支援
- (4) あらゆる暴力の根絶
【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

- (1) 男女共同参画による地域の担い手づくり
- (2) 意思決定への女性参画の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1

男女共同参画に関する意識改革・理解促進

(1) 情報の収集と発信

性別に関係なくお互いに人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる社会を実現するには、長年かけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識を徐々に解消しなければなりません。そのため、人権尊重と男女平等の意識醸成のため、情報収集及び提供のほか、啓発活動に取り組みます。

また、本計画の周知のほか、関連する法律や制度の理解の促進を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 男女共同参画推進のための情報収集と発信を行います	<ul style="list-style-type: none">・男女平等、男女共同参画の視点に配慮した町からの情報発信・男女共同参画に関する情報収集	全課
② 男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動を推進します	<ul style="list-style-type: none">・広報誌やホームページなどの各種広報媒体を活用した啓発活動・本計画の周知と計画事業の推進・人権啓発と併せた男女共同参画啓発の推進・男女共同参画セミナーの開催	生涯学習課 総務課



(2) 多様な視点のまちづくりの推進

男女共同参画のみならず、一人ひとりの個性を尊重する意識の醸成は、まちづくりを進める上で不可欠です。そして、性別に関わらず、多様な人たちがまちづくりに参画する社会の実現は、必然と男女共同参画社会の構築につながります。

こうしたことから、多様な視点によるまちづくりを推進するため、家庭、学校・保育園・幼稚園、地域において、固定的な性別役割分担にとらわれず、だれもがお互いを認め合い、相手の人格を尊重するなど、男女共同参画はもちろんのこと、多様性に関する学習機会や活動の創出・支援のほか、国際交流などの国際理解を深める活動の推進を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 人権文化推進運動などを展開します	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動（ポスター、標語、作文コンクール）の推進 ・「人権文化をすすめる町民運動推進会議」の開催 ・人権啓発イベントの開催 ・広報誌やホームページなどの各種広報媒体を活用した啓発活動 ・人権擁護委員による人権啓発活動 ・多様性に関する啓発活動 	生涯学習課 教育課 総務課 企画防災課 住民課 健康福祉課
② 学校教育における人権学習などを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育や総合学習の場における人権や多様性に関する学習機会の充実 ・教職員研修の実施 	教育課
③ 地域での人権啓発活動などに取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・人権文化映画会の開催 ・自治会、地域づくり協議会などの各団体による視聴覚資料（DVDなど）を活用した人権啓発研修、講座の開催 ・日本語教室の開催 ・障がい者社会学級の開催 ・地域リーダー育成研修会の開催 ・多様性に関する啓発活動 	生涯学習課 教育課 総務課 企画防災課 健康福祉課 各支所
④ 国際理解・交流の支援に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流、多文化共生への支援 ・ALT（外国語指導助手）との連携 ・在住外国人とのネットワーク構築事業の実施 ・日本語教室の開催 	生涯学習課 教育課 企画防災課

基本目標 2

雇用などでの男女共同参画の推進と仕事・家庭生活の両立の推進 【女性の職業生活における活躍推進計画】

(1) 女性の就業情報の発信と就労支援

就労することは、自己実現の一つです。就労の場で女性の活躍を推進するため、関係機関で実施する女性の職業能力の開発に関する情報提供を行うほか、出産、育児、介護などで退職した女性が就労の場を見つけることができるよう、就業情報の提供に取り組みます。

また、起業・創業を希望する女性に対し、商工会などの創業支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。その他、就労の場での意志決定過程への参画を推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① 女性の職業能力などの開発を支援します	・自己啓発事業の実施 ・能力開発に関する講座などの情報収集と提供	生涯学習課 商工観光課
② 女性の就労を支援します	・ハローワークやその他関係機関と連携した求人情報の提供 ・働き方に関するセミナーの開催や相談事業などの実施	生涯学習課 商工観光課
③ 女性の起業・創業を支援します	・起業創業支援事業の実施	商工観光課



(2) 多様な働き方への支援

情報や学習機会の提供、相談体制の充実などを行い、男女の均等な就労機会と待遇の確保を推進します。また、性別にとらわれず、子どもたちの選択の自由を尊重した進路指導とキャリア教育を推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① 就労に関する相談や支援を充実します	・国や県の相談窓口との連携 ・働き方に関するセミナーや相談事業などの実施	生涯学習課 商工観光課
② キャリア教育を推進します	・トライやる・ウィークをはじめとする子どもたちのキャリア教育の実施と支援	生涯学習課 教育課
③ 農業などでの男女共同参画を推進します	・地域資源を活用した商品企画、加工、販売など、女性が参画しやすい環境の整備 ・家族経営協定（※1）の締結に関する普及啓発	農林振興課



※1 【家族経営協定】

農業経営での家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざして、家族間で話し合っ、営農計画の作成、労働報酬等の収益の分配方法、労働時間や休日などの就業条件、資産譲渡などについてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるよう家族経営の近代化を図ろうとするもの。

(3) 仕事や家庭生活の両立支援

だれもがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、家庭、地域、自己啓発などの個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができることが重要です。そのため、家庭内での仕事と家庭との調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」への意識の醸成を図ります。また、企業への啓発にも努めるとともに、育児や介護に携わる人たちの負担軽減に向けた普及啓発も図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 家庭内の意識醸成を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事、育児、介護への参画促進事業の実施 ・学校での男女合同調理実習を伴う食育事業の推進 	生涯学習課 教育課 健康福祉課 高年介護課
② ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と発信 ・女性活躍推進に関する制度に認定・登録された企業の周知 	生涯学習課 商工観光課
③ ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発 ・育児、介護休業制度の普及啓発 	生涯学習課 商工観光課
④ 子育て支援サービスを充実します	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育、一時保育などの保育サービスの実施 ・低年齢児保育の拡大の検討 ・ファミリーサポート事業の実施 ・学童保育などの充実 ・子育て学習事業の充実 ・病児・病後児保育の検討 ・青少年のスポーツ活動・レクリエーション活動の充実 	生涯学習課 教育課 健康福祉課
⑤ 介護・福祉・保健サービスを充実します	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの普及啓発 ・障がい福祉サービスの普及啓発 ・健康づくり、保健サービスの普及啓発 	健康福祉課 高年介護課

基本目標 3

安全で安心な暮らしの創出

(1) 男女共同参画での安全なまちづくりの推進

安全で安心なまちづくりの推進は、性別や年代を問わず、より多くの人たちの参画によって確立されます。防災体制の確立に女性の参画を図り、女性の視点からの避難所の運営や備蓄品の管理などを行い、生活に支障が生じないための防災体制の確立を推進します。

また災害発生時も同様に、男女が協力しあって対応する体制づくりを進めます。

施策の目標	主な内容	担当課
① 防災意識の向上を図ります	・男女のニーズに配慮した災害対策に関する周知啓発	生涯学習課 企画防災課
② 男女共同参画による防災体制の確立を推進します	・女性消防団員の入団促進 ・自主防災組織編成の推進 ・自主防災組織支援事業の実施 ・自主防災組織などでのリーダー育成事業の実施 ・男女のニーズに配慮した防災体制の普及啓発	企画防災課



(2) だれもが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や高齢者のほか、障がい者、在住外国人、性的少数者（セクシャルマイノリティ（※1））など、複合的な困難を抱えやすい状況にある人たちが安心して暮らすことができるよう、自立支援や相談支援などを行います。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の推進など、社会全体で支えるための体制と環境の整備を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① ひとり親家庭への支援を図ります	・ひとり親家庭への自立支援・相談支援の充実	健康福祉課
② 性的少数者に配慮した情報を発信します	・性の尊重や多様性に配慮した町の情報発信	全課
③ 性的少数者に配慮した意識を醸成します	・性の尊重や多様性についての教育の充実 ・性の尊重や多様性についての意識啓発	生涯学習課 教育課
④ 困難を抱える人々に対する相談体制を充実します	・性別に起因する課題や複合的な困難を抱える人々の相談体制の確立	健康福祉課 高年介護課
⑤ 高齢者などの地域での支援体制（地域包括ケアシステム）の確立をめざします	・ふれあい喫茶やオレンジカフェ（認知症カフェ）の実施の推進 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・いきいき百歳体操の推進	高年介護課

※1 【セクシャルマイノリティ】

同性愛者、両性愛者、半陰陽者、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む）など、性にまつわる少数派をいう。

(3) 健康の維持・増進支援

自己決定を図る権利が保障されるという視点のもと、男女がともに性について正しい認識を持ち、主体的な生き方を選択していくことができるよう、生涯にわたり性と生殖に関する健康の維持はもちろん、自己決定を図るための身体的・精神的・社会的な様々な権利が保障されていることについて、意識の啓発を図ります。また、男女がともに、生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差やそれぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援していきます。

施策の目標	主な内容	担当課
① 性と生殖にまつわる健康と権利について普及啓発を行います	<ul style="list-style-type: none">・思春期保健事業（いのちの大切さを学ぶ教室）の実施・「妊産婦のための食生活指針」の普及	教育課 健康福祉課
② 性差に応じた健康支援を行います	<ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳の交付事業（保健指導・相談）・妊婦健診助成事業、マタニティ教室の実施・男性女性特有のがん検診、教育の充実	健康福祉課
③ 生涯を通じた健康支援の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none">・ライフステージに応じた健康診査、健康相談、健康教育の実施・感染症に関する正しい知識の普及・こころの健康に関する相談支援の充実	健康福祉課

(4) あらゆる暴力の根絶【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

住民や企業に対して男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。またドメスティックバイオレンス（DV）やセクシュアルハラスメントなど、主に女性に対する暴力などが社会問題化しています。近年では、DVは配偶者間だけではなく、高校生や大学生など、若年者の恋人間でも発生しており、暴力やハラスメントは多様化しています。

そのため、暴力を許さないという意識の徹底を図るとともに、被害者が必要なときに必要な支援を受けられるよう、相談・支援体制の充実に取り組み、一人で悩み、孤立することのない環境づくりを推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① DV・デートDV（※1）防止に向けた啓発・教育を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・DVやデートDV防止のための情報提供と意識啓発 ・若年層に向けた人権尊重やDV防止教育の推進 	生涯学習課 教育課 健康福祉課
② ハラスメント防止に向けた取り組みを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・企業などに対するハラスメント防止の周知啓発 	健康福祉課 商工観光課
③ DVや虐待に関する相談体制を充実します	<ul style="list-style-type: none"> ・DVや児童、高齢者、障がい者への虐待に関する相談窓口の周知 ・児童や高齢者、障がい者への虐待などの関係課の連携強化と相談対応 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会などによるネットワークの強化 	教育課 健康福祉課 高年介護課
④ 被害者に対する支援を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化による被害者支援の充実 ・被害者保護のための情報管理の徹底 	教育課 総務課 税務課 住民課 健康福祉課 高年介護課 商工観光課 各支所

※1 【デートDV】

交際中の異性への暴力行為。なぐる、けるなどの身体的な暴力のほか、罵倒する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

基本目標 4

女性の活躍推進

(1) 男女共同参画による地域の担い手づくり

性別役割分担意識に基づく考え方や習慣が、地域社会の様々な活動の支障とならないよう、住民の主体的な男女共同参画を支援するとともに、地域において男女がともに活動に参画できるよう情報提供などを行います。

また、地域の中から女性が社会的な意思決定過程に関わることができるよう、地域団体、ボランティアなどへの女性の進出を推進するリーダーの育成や活用を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 男女共同参画による地域活動を推進します	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する社会教育の推進・男女共同参画に関する住民活動、自治活動の推進	生涯学習課 総務課 企画防災課 各支所
② 人材発掘と育成を図ります	<ul style="list-style-type: none">・女性に関する人材情報の収集と提供・リーダー養成に関する情報発信・リーダー養成に関する学習機会の提供・自然学校などのボランティアスタッフ養成と男女共同参画の推進・キャラバン・メイト（※1）の育成・頭と体の健康教室サポーターの育成	生涯学習課 企画防災課 高年介護課 西はりま天文台

※1 【キャラバン・メイト】

認知症サポーター養成講座の講師役をいう。

(2) 意思決定への女性参画の推進

あらゆる施策に女性の視点を反映させていくためにも、政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。そして、審議会などへの女性委員の登用や住民参加を促進するとともに、役場が男女共同参画の推進を率先することができるよう、職員に対する意識啓発を促すとともに、男女平等の役場内環境を整えます。

また役場が特定事業主として実施すべき女性の職業生活における活躍の推進や、仕事と家庭生活の推進に関する取り組みについて詳細を定めた「特定事業主行動計画」は、本計画と整合を図りながら取り組みを推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① 審議会等への女性登用を推進します	・女性委員の登用の促進	全課
② 女性の参画機会の提供を行います	・あらゆる場面での住民参画の機会の充実 ・女性の意見を反映する機会の充実	全課
③ 役場内の男女共同参画を推進します	・管理職などへの女性職員の登用 ・外部研修への職員派遣 ・能力開発、職域拡大にむけた職員研修の実施 ・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた職員研修の実施 ・役場内におけるセクシュアル・ハラスメントなどの相談体制の充実 ・産前産後休業、育児休業、介護休業などの取得促進	総務課 生涯学習課

